

# 理事会の決定権限の委任に関する規程

学校法人菅原学園

令和4年10月1日(制 定)

令和4年10月1日(発 行)

(第1版)

認 認	作 成
	
令和4年9月22日	令和4年9月22日

## 理事会の決定権限の委任に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人菅原学園（以下「法人」という。）の業務の円滑な運営を図るため、理事会の業務決定の権限の委任について定めることを目的とする。

（理事会の決定事項）

第2条 理事会は、法人の業務について、次に掲げる事項を決定する。

- （1）予算及び事業計画
- （2）事業に関する中期的な計画
- （3）決算
- （4）借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- （5）役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準
- （6）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- （7）寄附行為の変更
- （8）合併及び解散
- （9）収益事業に関する重要事項
- （10）寄附金品の募集に関する事項
- （11）理事会が行う理事及び評議員の選任
- （12）理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選任・解任
- （13）理事長職務代理順位
- （14）理事及び監事の解任
- （15）理事個人との競業取引及び利益相反する行為
- （16）理事及び監事の損害賠償責任の免除
- （17）評議員会が選任する評議員の候補者の推せん
- （18）監事候補の選出
- （19）顧問・参与の推せん
- （20）大学の学長、学部長、事務局長及び専門学校の校長、幼稚園の園長並びに法人本部長の任免
- （21）学則及び教授会規則その他理事会の定める諸規程、諸規則の制定及び変更
- （22）その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

（理事長への委任事項）

第3条 理事会は、法人及び法人が設置する学校等の業務のうち、前条、次条、第5条及び第6条に定める事項以外の業務を理事長に委任する。

（学長への委任事項）

第４条 理事会は、大学の管理・運営に関する業務のうち、前２条に定める事項を除き、教育・研究に関する業務を大学学長に委任する。

（校長、園長への委任事項）

第５条 理事会は、専門学校、幼稚園の管理・運営に関する業務のうち、第２条に定める事項を除き、教育に関する業務を校長、園長に委任する。

（保育園園長への委任事項）

第６条 理事会は、保育園の管理・運営に関する業務のうち、第２条に定める事項を除き、保育に関する業務を保育園園長に委任する。

（複委任）

第７条 理事長、学長、校長、園長及び保育園園長は、理事会から委任された事項の一部を、理事会の定める諸規程・諸規則及び理事会の決定に反しない範囲で、所属職員にこれを委任することができる。

（改廃）

第８条 この規程の改廃は、理事会が行う。

## 附 則

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。